

実務上重要な判例を読むポイントを学び、
条例立案や政策判断に役立つトラブル回避のポイントをつかむ。

自治体職員のための

判例の読み方・活かし方

トラブル回避のポイントがわかれば法的リスクを抑えた条例・政策が立案できる!

松村 享 著 四六判・326頁 定価:1,980円(本体1,800円+税10%)



自治体の総務・法務課職員でも苦手な判例の読み方や
実務での活かし方が身に付く入門書

1

判例の読み方を身に付け行政実務に活かせるよう、“結論に至る考え方や理論”を丁寧に解説

2

架空の市役所の総務課に勤める上司と部下の対話方式によって、重要判例のポイントを丁寧に読み解きながら重要で難解な判例を学ぶ時のポイントをわかりやすく解説



行政実務に判例、活かせていますか・・・？

判例は行政課題の解決策の宝庫です！

判例を基に実務に活かしたいが、判例を読んでも理解しづらい

判例データベースや判例雑誌を閲覧できる環境が整っていても行政課題の解決や条例立案、政策立案等の業務に活かされていない

侵害的效果や違法性が問われないかなど、過去の事案を参考に法的リスクを抑えたアドバイスができない

そんなお悩みを解決！

トラブル事案の宝庫である判例を読む力をつけ、トラブル回避のポイントをつかみ、様々な行政課題に対して最低限の法的リスクを踏まえた条例立案や、政策立案ができる！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

はじめに
自治体職員だったら判例本のここに注目

序章 判例の読み方、活かし方の基本

- 1 行政活動と訴訟
2 行政訴訟に関する法律

第1章 行政機関の活動

- 第1回 行政処分の基本
第2回 行政処分の概念の広がり

第2章 行政処分の瑕疵

- 第4回 行政処分の瑕疵と行政処分の効力
第5回 手続的な瑕疵がある行政処分

第3章 法律による行政と行政強制

- 第6回 法律による行政の原理
第7回 行政裁量の趣旨、範囲等

第4章 行政組織

- 第9回 自治体の機関とその権限
第10回 自治体の長の専決処分

第5章 自治体の住民と公の施設

- 第11回 在日外国人と地方参政権
第12回 自治体の住民

- 第13回 公の施設の使用許可と
目的外使用許可

第6章 行政における情報管理

- 第14回 行政調査の手続、限界等
第15回 情報公開制度の基本 公開請求権 一非公開事由
第16回 情報公開制度の基本 濫用的な請求、損害賠償責任
第17回 個人情報保護制度の基本

第7章 自治体の条例制定権

- 第18回 条例制定権の限界 一条例と法律の関係
第19回 条例制定権の限界 一憲法の人権保障と条例との関係

第8章 国家補償制度

- 第20回 自治体の賠償責任 一国賠法1条
第21回 自治体の賠償責任 一国賠法2条

第9章 地方自治制度

- 第23回 ふるさと納税制度の経緯
第24回 議員の出席停止の懲罰議決と司法審査
あとがき

3 自治体職員と判例

行政上の強制徴収と民事手続との関係

黒田係長●次に、行政上の強制徴収と民事手続に関する事案（注5）を見てみよう。この事案は、ちょっとややこしいよ。登場するのが、農業共済組合連合会、その構成組合員である農業共済組合、そして農業共済組合の組合員の三者。農業共済組合連合会は、農業共済組合に対して農業共済保険料等の債権を有していた。農業共済組合は、組合員に対して農作物共済掛金等の債権を有していたんだ。

中村君●なかなか複雑そうですね。それで訴訟としてはどのような内容だったのですか？

黒田係長●農業共済組合連合会が、農業共済組合に代位して、組合員に対し農作物共済掛金等を請求した事案なんだ。訴訟では、農業共済組合が法律上特に独自の強制徴収の手段を与えられながら、この手段によることなく、民事訴訟を提起してその債権の実現を図ることが許されるかが争われたんだ。

中村君●この裁判も行政上の義務履行を民事訴訟によって求めることができるかが問題になったのですね。そもそも、農作物

図2 本件訴訟の構造



〔注5〕最判昭和41年2月23日民集20巻2号330頁

共済掛金等の債権については、どうして法律上独自の強制徴収の手段が与えられているのでしょうか？

黒田係長●その点について判決では、「農業災害に関する共済事業の公共性に鑑み、その事業遂行上必要な財源を確保するためには、農業共済組合が強制加入制のもとにこれに加入する多数の組合員から取納するこれらの金円につき、租税に準ずる簡易迅速な行政上の強制徴収の手段によらしめることが、もつとも適切かつ妥当である」からだとしている。

中村君●そんな特別の権限を認められているのだから、民事訴訟を起こすこと自体がおかしいですね。

黒田係長●判決も、おおむねそのような考え方だよ。「農業共済組合が、法律上特にかような独自の強制徴収の手段を与えられながら、この手段によることなく、一般私法上の債権と同様、訴えを提起し、民事訴訟上の強制執行の手段によってこれら債権の実現を図ることは、前示立法の趣旨に反し、公共性の強い農業共済組合の権能行使の適正を欠くものとして、許されない」としているよ。

中村君●法律で特別の権限を付与されているのだから、その権限を行使すべきで、民事訴訟によることは許されないということですね。

過料処分における過失の必要

黒田係長●行政上の義務履行確保について、ちょっと違う視点の裁判例を見てみよう。横浜市の路上喫煙過料処分事件判決（注6）だよ。

中村君●その判決は、何となく覚えてます。自治体職員の間

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

申込書〈第一法規刊〉

自治体職員のための判例の読み方・活かし方
—トラブル回避のポイントがわかれば法的リスクを抑えた条例・政策が立案できる!

●定価1,980円(本体1,800円+税10%) [コード075093]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____ 住所

機関名 _____ 部署名 _____ 公用 私有

フリガナ _____ TEL _____
ご氏名 _____ 様 E-mail _____ @ _____

お客様の個人情報の取扱いについて お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎ FAX.0120-302-640

書店印